

入札説明書

国立大学法人小樽商科大学（以下「本学」という。）の調達契約に係る入札公告（平成28年11月25日付け）に基づく入札等については、本学契約事務取扱規則及び入札公告に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 調達内容

- (1) 購入物品名及び数量 振舞検知型不正通信対策装置 一式
- (2) 購入物品の特質等
購入物品の性能等に関し、本学が仕様書で指定する特質等を有すること。
- (3) 納入期限 平成28年2月28日（火）
- (4) 納入場所 国立大学法人小樽商科大学（詳細は仕様書のとおり）
- (5) 納入方法 本学が指示する方法により納入すること。
- (6) 入札方法
入札は総価とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 入札保証金及び契約保証金 免除する。ただし、落札者が契約を結ばない場合には、落札価格の100分の5に相当する違約金を支払うものとする。

2 競争参加資格

- (1) 本学契約事務取扱規則第3条の規定により「当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者」に該当しない者であること。
- (2) 本学契約事務取扱規則第4条の規定により、次の各号の一に該当する事実があった後、2年を経過した者であること。
 - ① 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るため連合した者
 - ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由なくして契約を履行しなかった者
 - ⑥ 前各号の一に該当する事実があった後、2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (3) 国の競争参加資格(全省庁統一資格)において、平成27年度に北海道地域の「物品の販売」のA、B、C又はD等級に格付けされている者であること。
- (4) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (5) 本学から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先
本学会計課契約係 TEL 0134-27-5220
- (2) 入札書受領期限
平成28年12月9日（金）17時00分
- (3) 入札書の提出方法
 - ① 入札に参加する者は、別冊の仕様書、契約書（案）及び国立大学法人小樽商科大学物品供給契約基準を熟読しておくものとする。
 - ② 競争加入者等は次の各号に掲げる事項を記載した入札書を作成し、直接に提出する場合は封書に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「平成28年12月22日開札〔振舞検知型不正通信対策装置 一式〕の入札書在中」と朱書きしなければならない。

- (ア) 物品名
 - (イ) 入札金額
 - (ウ) 競争加入者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）。
 - (エ) 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印。
- ③ 郵便（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（書留郵便に準ずるものに限る。）により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に「平成28年12月22日開札[振舞検知型不正通信対策装置 一式]の入札書在中」と朱書し中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書し、上記3の(1)宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。なお、テレックス、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- ④ 競争加入者等は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
- ⑤ 競争加入者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることができない。
- (4) 入札の無効
- 入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。
- ① 入札公告及び入札説明書に示した競争参加資格のない者の提出したもの。
 - ② 物品名及び入札金額のないもの。
 - ③ 競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としないもの。
 - ④ 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないもの（記載のない又は判然としない事項が、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）
 - ⑤ 物品名に重大な誤りのあるもの。
 - ⑥ 入札金額の記載が不明確なもの。
 - ⑦ 入札金額の記載を訂正したものでその訂正について印の押していないもの。
 - ⑧ 入札公告及び入札説明書において示した入札書の受領期限までに提出されなかったもの。
 - ⑨ 入札公告及び入札説明書に示した競争加入者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの。
- (5) 開札の日時及び場所
- 平成28年12月22日（木）14時00分
本学事務棟2階 第2会議室
- (6) 開札
- ① 開札は、競争加入者等を立ち合わせて行う。ただし、競争加入者等が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
 - ② 開札場には、競争加入者等並びに入札事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び上記①の立会職員以外の者は入場することはできない。
 - ③ 競争加入者等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
 - ④ 競争加入者等は開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書を提示しなければならない。
 - ⑤ 競争加入者等は、契約担当役が特に止むを得ない事情があると認める場合以外は、開札場を退場することはできない。
 - ⑥ 開札場において、次の各号の一に該当する者は当該開札場から退去させる。
 - (ア) 公正な競争の執行を妨げ又は妨げようとした者
 - (イ) 公正な価格を害し又は不正の利益を得るために連合をした者
 - ⑦ 開札をした場合において、競争加入者等の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、競争加入者

等のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちに、その他の場合にあつては別に定める日時において入札を行う。

4 その他

(1) 競争加入者等に要求される事項

- ① この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に別記1に掲げる競争参加資格の確認のための書類及び納入できることを証明する書類（以下「競争参加資格の確認のための書類」という。）を添付して、上記3の(2)の入札書の受領期限までに提出しなければならない。
- ② 競争加入者等は、開札日の前日までの間において、契約担当役から競争参加資格の確認のための書類、その他入札公告及び入札説明書において求められた条件に関し、説明を求められた場合には、競争加入者等の負担において説明をしなければならない。
- ③ 競争加入者等又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該競争加入者等又は契約の相手方が負担するものとする。

(2) 競争参加資格の確認のための書類

- ① 競争参加資格の確認のための書類は、別記1により作成する。
- ② 資料等の作成に要する費用は、競争加入者等の負担とする。
- ③ 契約担当役は、提出された書類を競争参加資格の確認並びに入札公告及び入札説明書に示した物品の技術審査以外に、競争加入者等に無断で使用することはない。
- ④ 一旦受領した書類は返却しない。
- ⑤ 一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑥ 競争加入者等が自己に有利な評価を受けることを目的として虚偽又は不正の記載をしたと判断される場合には、入札公告及び入札説明書に示した物品の技術審査の対象としない。

(3) 落札者の決定方法

- ① 入札は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の有効入札をした者を落札者とする。ただし、当該入札が本学契約事務取扱規則第18条第1項のただし書の規定に該当すると認められるときは、その定めるところにより予定価格の制限の範囲内で次順位者を落札者とすることができる。
- ② 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該競争加入者等にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、競争加入者等のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、くじを引かせ落札者を決定するものとする。
- ③ 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

(4) 契約書の作成

- ① 競争入札を執行し契約の相手方が決定したときは、契約書の取り交わしをするものとする。
- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、さらに契約担当役が当該契約書の案の送付を受けて、これに記名押印するものとする。
- ③ 上記②の場合において、契約担当役が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④ 契約担当役が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(5) 支払条件

物品納入後1回払いとし、適正な請求書を受領した日の翌月末日までに支払うものとする。

(6) 調達件名の検査等

- ① 落札者が入札書とともに提出した納入できることを証明する書類の内容は、仕様書と同様にすべて納入検査等の対象とする。
- ② 納入検査終了後、当該物品を使用している期間中において、落札者が提出した納入できることを証明する書類について虚偽の記載があることが判明した場合には、落札者に対して損害賠償等を求める場合がある。

別記 1

競争参加資格の確認のための書類及び納入できることを証明する書類

1 競争参加資格の確認のための書類

1	平成 28 年度の資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し	1 部
2	入札物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明する書類	1 部
3	入札説明書の 2 の競争参加資格（1）、（2）及び（5）に該当しない者であることを誓約した書類	1 部

2 納入できることを証明する書類

1	入札物品を明示する書類	
	① 仕様書に示した例示品で入札する場合	
	入札物品一覧表	3 部
	② 仕様書に示した例示品と同等品で入札する場合	
	入札物品（同等品）一覧表	3 部
	例示品と同等の性能であることを証明するカタログ又は製品の仕様書等の資料	3 部
2	入札物品を納入できることを証明する書類（代理店証明書等）	1 部
3	入札物品の定価証明書	1 部
4	入札物品の納入実績表	1 部
5	参考見積書	1 部

【誓約書の作成例】

平成 年 月 日

国立大学法人小樽商科大学 殿

〇〇市〇〇区〇〇条〇〇丁目

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

誓 約 書

貴学において平成28年11月25日に入札公告された「振舞検知型不正通信対策装置一式」の一般競争入札に参加するにあたり、下記のとおり誓約いたします。

記

1. 国立大学法人小樽商科大学契約事務取扱規則第3条の規定に該当しておりません。
2. 国立大学法人小樽商科大学契約事務取扱規則第4条の規定に該当しておりません。
3. 貴学から取引停止の措置を受けている期間中の者ではありません。

【アフターサービス・メンテナンスの体制の証明の記載例】

平成 年 月 日

国立大学法人小樽商科大学 殿

〇〇市〇〇区〇〇条〇〇丁目

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

誓 約 書

貴学における，平成28年12月22日開札の「振舞検知型不正通信対策装置 一式」について弊社が落札の際は，契約どおり納期を厳守することはもちろんのこと，万一，納品いたしました物品が不良でありました場合は，弊社が定めた保証内容に従って，弊社が責任を持って取替又は修理することを誓約いたします。

なお，アフターサービス・メンテナンスの体制は，別紙のとおりです。

別 紙

平成 年 月 日

国立大学法人小樽商科大学 殿

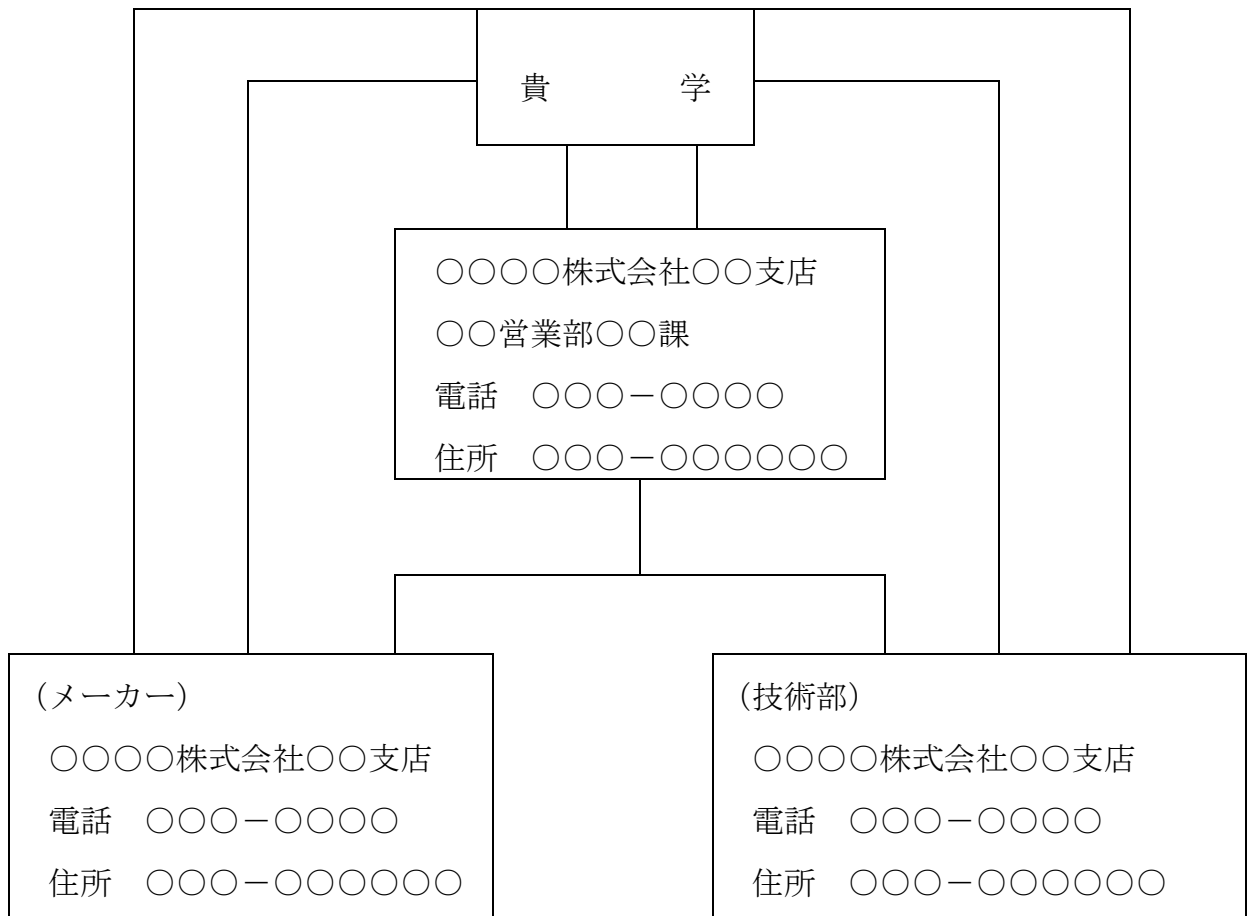
〇〇市〇〇区〇〇条〇〇丁目

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

アフターサービス・メンテナンスの体制について

貴学における，平成28年12月22日開札の「振舞検知型不正通信対策装置 一式」につ
きましては，以下に示すサービス体制をとっております。



入 札 書

供給物品名 振舞検知型不正通信対策装置

数 量 一式

入札金額 金 円也

国立大学法人小樽商科大学物品供給契約基準を熟知し、仕様書に従い上記の物品を供給するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

平成 年 月 日

国立大学法人小樽商科大学 殿

競争加入者 住 所

氏 名

⑩

[入札書の記載例1：競争加入者本人が入札する場合]

入 札 書

供給物品名 振舞検知型不正通信対策装置

数 量 一式

入 札 金 額 金 円也

国立大学法人小樽商科大学物品供給契約基準を熟知し、仕様書に従い上記の物品を供給するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

平成28年〇〇月〇〇日

← 入札書を作成した日付を記載（入札書提出期限までに提出する入札書にあっては開札日を記載しないこと。）

国立大学法人小樽商科大学 殿

競争加入者 住 所 〇〇市〇〇区〇〇条〇〇丁目

氏 名 △△商事株式会社

代表取締役 □□ □□

⑩

入 札 書

供給物品名 振舞検知型不正通信対策装置

数 量 一式

入札金額 金 円也

国立大学法人小樽商科大学物品供給契約基準を熟知し、仕様書に従い上記の物品を供給するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

平成 年 月 日

国立大学法人小樽商科大学 殿

競争加入者 住 所

氏 名

代理人氏名

⑩

[入札書の記載例2：代理人が入札する場合]

入 札 書

供給物品名 振舞検知型不正通信対策装置

数 量 一式

入 札 金 額 金 円也

国立大学法人小樽商科大学物品供給契約基準を熟知し、仕様書に従い上記の物品を供給するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

平成28年〇〇月〇〇日

← 入札書を作成した日付を記載（入札書提出期限までに提出する入札書にあっては開札日を記載しないこと。）

国立大学法人小樽商科大学 殿

競争加入者 住 所 〇〇市〇〇区〇〇条〇〇丁目

代理人が入札する場合にも →
必ず記載すること（押印不要）

氏 名 △△商事株式会社
代表取締役 □□ □□

代理人は記載の上押印すること →

代理人住所 △△商事株式会社
☆☆支店長 □□ □□ ⑩

または

代理人氏名 □□ □□ ⑩

入 札 書

供給物品名 振舞検知型不正通信対策装置

数 量 一式

入札金額 金 円也

国立大学法人小樽商科大学物品供給契約基準を熟知し、仕様書に従い上記の物品を供給するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

平成27年 月 日

国立大学法人小樽商科大学 殿

競争加入者 住 所

氏 名

代 理 人 住 所

氏 名

復代理人 氏 名

⑩

[入札書の記載例3：復代理人が入札する場合]

入 札 書

供給物品名 振舞検知型不正通信対策装置

数 量 一式

入札金額 金 円也

国立大学法人小樽商科大学物品供給契約基準を熟知し、仕様書に従い上記の物品を供給するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

平成28年〇〇月〇〇日

← 入札書を作成した日付を記載（入札書提出期限までに提出する入札書にあっては開札日を記載しないこと。）

国立大学法人小樽商科大学 殿

競争加入者 住 所 〇〇市〇〇区〇〇条〇〇丁目

氏 名 △△商事株式会社
代表取締役 □□ □□

復代理人が入札する場合にも
必ず記載すること →

代 理 人 住 所 〇〇市〇〇区〇〇条〇〇丁目

氏 名 △△商事株式会社
☆☆支店長 □□ □□

復代理人は記載の上
押印すること →

復 代 理 人 氏 名

⑨

[代理委任状の参考例1：社員等が入札の都度競争加入者の代理人となる場合]

委 任 状

平成 年 月 日

国立大学法人小樽商科大学 殿

委任者（競争加入者）

住 所

氏 名

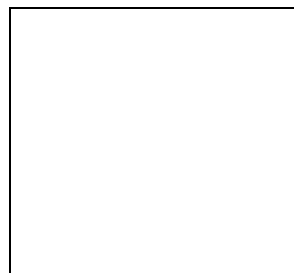
⑩

私は を代理人と定め、下記は一切の権限を委任します。

記

平成28年12月22日に国立大学法人小樽商科大学において行われる振舞検知型不正通信対策装置 一式 の入札に関する件

受任者（代理人）使用印鑑



[代理委任状の参考例2：支店長等が一定期間競争加入者の代理人となる場合]

委 任 状

平成 年 月 日

国立大学法人小樽商科大学 殿

委任者（競争加入者）

住 所

氏 名

⑩

私は、下記の者を代理人と定め、貴学との間における下記は一切の権限を委任します。

記

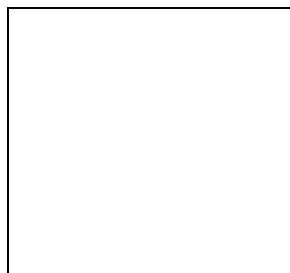
受任者（代理人）住 所

氏 名

- 委任事項
- 1 入札及び見積りに関する件
 - 2 契約締結に関する件
 - 3 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する件
 - 4 契約物品の納入及び取下げに関する件
 - 5 契約代金の請求及び受領に関する件
 - 6 復代理人の選任に関する件

委任期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

受任者（代理人）使用印鑑



[代理委任状の参考例3:支店等の社員等が入札の都度競争加入者の代理人となる場合]

委 任 状

平成 年 月 日

国立大学法人小樽商科大学 殿

委任者（競争加入者の代理人）

住 所

氏 名

⑩

私は, を（競争加入者） の

復代理人と定め、下記は一切の権限を委任します。

記

平成28年12月22日に国立大学法人小樽商科大学において行われる振舞検知型不正通信対策装置 一式 の入札に関する件

受任者（競争加入者の復代理人）使用印鑑



仕 様 書

1. 調達物品及び数量 振舞検知型不正通信対策装置 一式

【内訳】

振舞検知型不正通信対策装置 1台

2. 調達物品の納品場所

納品場所については別図を参照すること。

3. 調達物品の特質等

以下に掲げる性能等を満たす製品及び、以下に掲げる例示品または本学の技術審査職員が例示品と同等と認めた製品とする。

同等の製品とは、以下の特質を備えているものとする。

- ① 振舞検知型不正通信対策装置 1台

- (1) 不正な URL へのアクセスが検知できること。
- (2) 不正な User-Agent による Web アクセスが検知できること。
- (3) 疑わしい拡張子のついた実行ファイルの転送（各種通信プロトコル）が検知できること。
- (4) 既知の C&C サーバの名前解決のための DNS クエリが検知できること。
- (5) 標準的に利用される通信ポート以外での IRC 通信が検知できること。
- (6) 総当たり攻撃（Brute-force Attack）が検知できること。
- (7) バッファオーバーフロー攻撃の可能性が検知できること。
- (8) 不正な URL を本文に含むメールの検出ができること。
- (9) 監視対象として、グループを作成してグループ毎に監視対象 IP アドレスが登録できること。
- (10) 1U サイズで 19 インチラックに収容できること。

(例示品) TrendMicro 社製 Deep Discovery Inspector250

4. 設置条件

- (1) 本仕様に明記していない設定事項であっても、提案物品における既設ネットワークとの相性・親和性の関係から必要もしくは推奨と判断する設定は本学担当者と協議のうえ、本調達で行うこと。
- (2) 既設環境の調査を行い、本調達範囲外のネットワークに影響を及ぼさないように作業を行うこと。本調達範囲外のネットワークに影響を及ぼす場合は、既設システム業者と協議の上、作業を実施すること。
- (3) 機器の管理用インタフェースにはアクセス制限を設けること。
- (4) 作業後は疎通試験を行い正しく利用できることを確認すること。
- (5) 本学が指示した箇所に設置し、スイッチとの LAN ケーブル敷設も本調達に含めること。
- (6) 本学が設置したラックに収容すること。
- (7) 設定詳細は別紙 1 「詳細設定」を参照すること。

5. 納入期限

平成 29 年 2 月 28 日 (火)

6. その他

- ① 納入検査終了後 5 年以内における障害発生時には、平日（土・日祝日以外）の午前 9 時から午後 5 時において障害発生通知後 2 時間以内に復旧作業開始が可能な体制をとれること。
- ② 納入検査終了後 5 年以内に通常使用において発生した故障等については、無償で修理するものとする。
- ③ 設置場所は改修工事を行うため導入にあたっては、必要に応じてスケジュールの調整を行うこと。
- ④ 機器の搬入・設置場所については、本学の指示に従うこと。
- ⑤ 機器の搬入、据付け、配線、調整は本調達に含めること。
- ⑥ 納入にあたっては、本学が定めた物品供給契約基準によること。

詳細設定

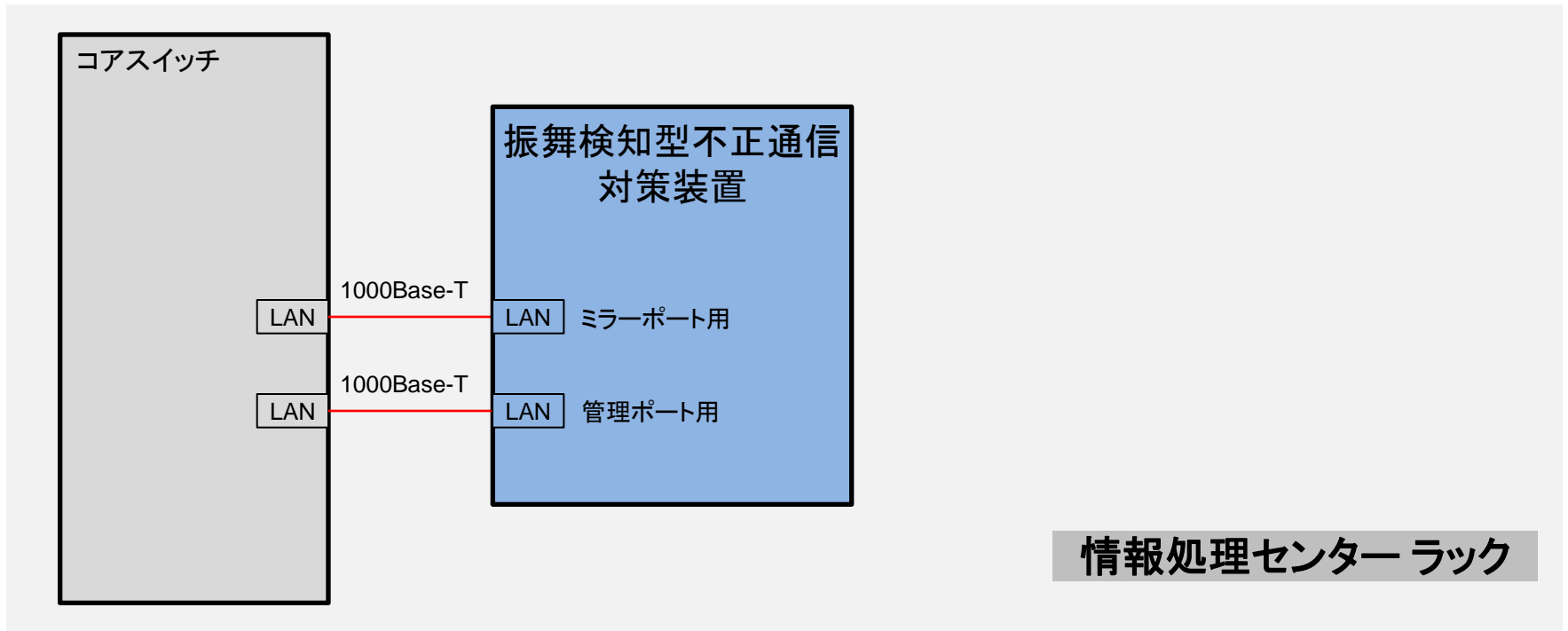
1. 作業内容

- ① 本物品は基幹コアスイッチ配下に設置し、事務棟セグメント内部の監視を行う。
 - ・適切な部門スイッチに対し、空きポートの整理及びミラーポートの作成
 - ・適切なセンタースイッチに対し設定変更
 - ・適切なファイアウォールに対しての設定変更


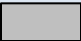
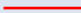
- ② 振舞検知型不正通信対策装置の設定を行う。
 - ・本学担当者と協議の上、振舞検知監視対象外サーバ、機器を設定する。
 - ・標準的な設定についての説明
 - ・本学運用に適した設定の提案
 - ・本学運用に適した設定の実行

- ③ 機器導入後は本学の要請に応じ、以下の報告及び提案を行う。
 - ・ログ及びレポートの報告
 - ・よりセキュアにするための設定についての提案

振舞検知型不正通信対策装置 設置



判例

-  新規設置機器
-  既設設置機器
-  新設ケーブル

物品供給契約書（案）

物 品 名 振舞検知型不正通信対策装置 一式

代 金 額 （落 札 額） 円（内訳は別紙のとおり）

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 円（消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、代金額に108分の8を乗じて得た額である。）

発注者 契約担当役 国立大学法人小樽商科大学事務局長 関 昭裕（以下「発注者」という。）と 受注者（落札者）（以下「受注者」という。）との間において、上記の物品（以下「物品」という。）について、上記の代金額で次の条項により供給契約を締結するものとする。

第1条 受注者は、発注者に対し別紙の物品を供給するものとする。

第2条 納入期限は、平成28年2月28日とする。

第3条 物品は、国立大学法人小樽商科大学（詳細は仕様書のとおり）に納入するものとする。

第4条 この契約において、受注者が履行すべき給付内容は、仕様書及び受注者が入札に際し提出した物品の技術仕様書、その他の書類で明記されたものとする。

第5条 契約保証金は、免除するものとする。

第6条 納品書は、会計課契約係に提出するものとする。

第7条 代金の請求書は、会計課契約係に送付するものとする。

第8条 代金の支払いは、発注者が適正な請求書を受理した日の翌月末日までに行うものとする。

第9条 受注者は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

一 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第

54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第19条の規定に違反し、又は受注者が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者又は受注者が構成員である事業者団体に対して、同法第61条第1項に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令が確定したとき。ただし、受注者が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときは、この限りでない。

二 公正取引委員会が、受注者に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

三 受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 受注者は、この契約に関して、第1項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

第10条 この契約に定めた各条項以外の必要な細目は、国立大学法人小樽商科大学物品供給契約基準によるものとする。

第11条 この契約について、発注者、受注者間に紛争が生じたときは、双方誠意をもって協議の上、円満にこれを解決するものとする。

第12条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者、受注者間において協議の上、定めるものとする。

第13条 この契約に関する訴えの管轄は、発注者の所在地を管轄区域とする札幌地方裁判所小樽支部とする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、発注者、受注者は記名の上押印し双方各1通を所持するものとする。

平成28年12月22日

発注者 小樽市緑3丁目5番21号
契約担当役
国立大学法人小樽商科大学
事務局長 関 昭裕

受注者 (落札者)

入札者心得書

- 第1 入札は、別に公告（又は通知）した事項のほか、この心得書の定めるところにより行う。
- 2 入札に参加する者は、公告（又は通知）に示した日時までに仕様書、図面、見本又は現品若しくは現場、契約書（案）を熟覧しておくものとする。
 - 3 入札者は、入札後においてこの心得書に掲げた事項及び仕様書、図面、見本又は現品若しくは現場、契約書（案）の不知又は不明を理由として異議を申し立てることができない。
- 第2 入札者は、入札の際別に交付された資格審査結果通知書の写しを受付の職員に提出して当該入札の参加資格のある者であることの確認を受けなければならない。
- 2 前項により確認を受けない者は入札させない。
 - 3 取引停止の措置を受けている期間中の者は入札させない。
- 第3 入札者が代理人又は復代理人であるときは、委任状等代理権のあることを証明できる書面を差し出さなければならない。
- 第4 競争加入者又はその代理人（復代理人を含む。）は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。
- ア 請負に付される工事若しくは製造の表示又は供給物品名
 - イ 入札金額（入札書の記載例を参考に記入すること）
 - ウ 競争加入者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印
 - エ 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載し、かつ、押印すること。
 - オ 復代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人の表示並びに代理人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、復代理人であることの表示並びに当該復代理人の氏名を記載し、かつ、押印すること。
- 第5 入札書は、封書に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合は、その名称又は称号）及び件名を明記し、当該封書を入札執行の場所に提出しなければならない。
- 第6 入札者は、入札書を入札箱に投入した後においては、その開札の前後を問わずこれを引換え若しくは変更し、又は取り消すことができない。
- 第7 入札執行中、入札場所において次の各号の一に該当する行為があると認められる者があるときは、その者を入札場外に退去させることがある。
- (1) 公正な競争の執行を妨げようとした場合
 - (2) 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために談合した場合
- 第8 開札は、公告（又は通知）に示した競争執行の日時及び場所において入札者を立ち会わせて行う。
- この場合において、入札者が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない本学職員を立ち会わせる。
- 第9 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（非課税分を除く）に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を

切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

第10 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効とする。

- (1) 一般競争の場合において、公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 入札金額の記載していない入札書
- (3) 競争参加者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)及び押印のない又は判然としない入札書
- (4) 代理人が入札する場合は、第4の工に定める表示、記載、押印のない又は判然としない入札書
- (5) 復代理人が入札する場合は、第4の才に定める表示、記載、押印のない又は判然としない入札書
- (6) 請負に付される工事若しくは製造の表示又は供給物品名の記載がない入札書
- (7) 請負に付される工事若しくは製造の表示又は供給物品名に重大な誤りのある入札書
- (8) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (9) 入札金額の記載を訂正したもので、その訂正について押印していない入札書
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札書

第11 入札は、予定価格の制限の範囲内で、最低価格(売払いの場合は最高の価格)の有効入札をした者を落札者とする。ただし、当該入札が国立大学法人小樽商科大学契約事務取扱規則第18条ただし書の規定に該当すると認められるときは、その定めるところにより予定価格の制限の範囲内で次順位者を落札者とすることができる。

2 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじを引いて落札者を決める。

3 前項の同価格の落札者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない本学職員に、これに代わってくじを引かせる。

4 落札者を決定したときは、入札者にその氏名(法人にあっては名称)及びその金額をその場所で発表する。ただし、第1項ただし書により落札者を決定する場合においては、別に書面で通知する。

5 第1項本文において落札者がいないときは、直ちに再度の入札をする。

第12 落札者は、契約の相手方として決定した日から7日以内(遠隔地にある等特別の事情があるときは合理的と認める期間)に、契約書を差し出さなければならない。

第13 その他一般的約定事項については、国立大学法人小樽商科大学契約事務取扱規則によるものとする。